

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下「当財団」という。）の定款第29条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事たる副理事長、専務理事及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び当財団が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当財団を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、当財団の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第9条 第6条第2号及び第8条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は令和2年10月2日から施行する。(令和2年10月2日理事会決議)
- 2 この規定の一部を改訂し、令和5年11月27日から実施する。(令和5年11月27日理事会決議)

別表

理事の職務権限

項目	決裁権者			
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	○		
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	○		
人事及び給与制度の立案に関する事	○	○	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	○	○	
出張に関する事			○	○
契約の締結	○	○		
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出 または日常業務に必要な支出(旅費交通費等)			○	○
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出 または日常業務に必要な支出以外の支出 で、一件につき 50 万円以上の支出	○	○	○	
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出 または日常業務に必要な支出以外の支出 で、一件につき 50 万円未満の支出			○	○
基金の設置に関する事	○	○		
会費に関する事	○	○		
助成金交付決定に関する事(チャレンジ 枠、冠基金、事業指定寄付)	○	○	○	
特に重要な事業の実施に関する事	○	○		
その他の事業の実施に関する事		○	○	○
職員の教育・研修に関する事		○	○	○
渉外に関する事		○	○	○
福利厚生に関する事		○	○	○

特に重要な寄付の受入に関すること	○	○		
訴訟に関すること	○	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）			○	○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。